

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」、「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」に関する御意見の募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 5 年 8 月 3 0 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課

標記について、令和5年6月21日から令和5年7月20日までの間、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計54件の御意見をいただき、うち49件は本件に関する御意見、残り5件は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです（取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見のうち、同趣旨のものは適宜集約しております。）。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>【法令の名称】</p> <p>「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について、冒頭の「労働安全衛生規則」は、施行令から削除される7物質関係、続く「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令」は、令和4年2月24日に公布された厚生労働省令第25号のことを指すのか。さらに、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」は、令和8年度施行分のことを指すのか。</p> | <p>「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」は、省令案概要2（1）について、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第25号）」の改正を行うものです。また、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」は、省令案概要2（2）から（4）までについて所要の改正を行うものです。</p> |
| 2 | <p>【対象物質の規定方法】</p> <p>・令別表第9が削除されることになるが、これまで対象物質に割り当てられていた通し番号もなくなるということか。それとも、新しい番号が割り当てられるのか。その場合、対象物質が追加されるたびに番号が変更になるのか。</p> | <p>本改正案による改正前の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第9の号番号はなくなり、省令で番号を示すこととなりますが、当該番号は一定の法令上のルールに従って付されるため、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）の追加等の際に変更される場</p> |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>・今回、省令で対象物が指定されるが、対象物の特定を容易にするための整理番号（省令の改正による物質の追加があっても番号が不変であるもの）を付与していただきたい。同一物質であっても、規制される法令ごとに名称があり、物質名だけでどの法令のどの物質に該当するかを示すのは煩雑なので、政省令の番号で情報提供を行うことがあるが、この番号が改正ごとに変わると、そのたびに情報提供のやり直しとなるので、固定された番号を付与してほしい。</p> | <p>合があります。なお、SDSの適用法令欄には該当する物質の名称を記載することとされており、法令上の番号を記載する義務はありません。</p> <p>また、CAS番号は法令には記載しませんが、ホームページ等においては参考として記載する予定です。</p> |
| 3 | <p>【対象物質の規定方法】</p> <p>省令案概要別表1の*6「CAS番号は本省令では規定しないが、参考として示すもの。・・・ラベル・SDS交付等の義務対象物質の当否の判断は物質名で行う。」となっている。化学物質管理においてCASでの法規該当、非該当は非常に重要であり、海外においてもCAS番号にて判断を行っている。安衛法で定める化学物質で該当の場合は、CAS番号を示すべき。まずはCAS番号を示し、異性体等のCAS番号違いがある場合は、相談窓口を設置し判断を示し、その後、その異性体のCAS番号を追加すべき。</p> | <p>CAS番号は日本政府が定めたものではないため、労働安全衛生法令においては、化学物質の名称で規制対象を規定しております。</p> <p>なお、CAS番号は法令には記載しませんが、ホームページ等においては参考として記載する予定です。</p> |
| 4 | <p>【対象物質の規定方法】</p> <p>・省令案概要別表2に、窒素やアルゴン（いずれも高圧のガスの状態のものに限る。）があるが、当該各ガスはGHS分類において、「高圧ガス」の危険有害性クラスのうち、状態により「圧縮ガス」、「液化ガス」又は「深冷液化ガス」の区分に該当する。「（高圧のガスの状態のものに限る。）」の記載は、「圧縮ガス」の区分のみを指すのか、それとも「圧縮ガス」、「液化ガス」及び「深冷液化ガス」を含む「高圧ガス」の危険有害性クラスに該当する場合に限るという意図なのか。後者の場合、解釈に齟齬が生じないように記載を修正することを提案する。</p> | <p>省令案概要のラベル・SDS対象物質中、「高圧のガスの状態のものに限る。」は、国によるGHS分類結果で、高圧ガスの危険性区分のみに該当するものを指します。</p> <p>JIS Z7252の高圧ガスの判定基準には、圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶解ガスが含まれており、これらに該当するものも含まれます。</p> <p>なお、ラベル・SDS対象物質の範囲に係る解釈の詳細については、施行通達において示すこととしています。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>・省令案概要別表2のうち、酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム（以下「酸素等」という）に関して、酸素等は「高圧のガスの状態のものに限る。」とあるが、“高圧のガスの状態”の定義は何か。また、酸素等の液化ガスを貯蔵等している場合、気相部分に高圧のガスの状態がある場合は、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に該当するか。</p> | |
| 5 | <p>【対象物質の規定方法】 単純窒息性や高圧ガスであることによる健康障害は、本件の規制対象ではなく、他の立て付け（酸欠則やボイラー則、高圧ガス保安法など）で規制すべき。</p> | <p>本改正案は、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果、危険性又は健康有害性があると区分されたものについて、ラベル・SDS対象物質とするものです。</p> <p>なお、他法令において規制されるべき危険性又は健康有害性を有する物であっても、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に規定するラベル・SDS対象物質並びに法第57条の3に規定するリスクアセスメント対象物となります。</p> |
| 6 | <p>【対象物質の規定方法】 ・規制対象となる化学物質は危険・有害性のあるものを対象とすべきであることは大前提であり、そのためには、規制対象となる化学物質に関する一次データが確認できるものでなければならない。一次データとしては、例えば、政府向けGHS分類ガイダンス「図表3.1.1 情報源ランクの種類と定義」「3.2. データ採用基準」を参考に、次の1から3が考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 規制対象となる化学物質を継続的に使用しているヒトに発生する疾病で、その化学物質が原因であることが明らかなもの 2. GLP基準で問題のないデータを出す力があることを認められた機関がだす規制対象となる化学物質データに基づくもの 3. 検証可能な形で発行された論文に基づき、かつ再現性が確認されたもの | <p>国によるGHS分類は、複数の専門家が分類を実施した時点での最新の基準に従って行い、参照した文献を明示しています。さらに、国によるGHS分類は、政府向けGHS分類ガイダンスに従って複数の専門家が実施しており、採用する情報源及びデータの基準についても政府向けGHS分類ガイダンスに明記しています。また、各物質の分類の根拠となる情報源については、(独)製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）のホームページに掲載された各物質のGHS分類結果で確認できます。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>一方、次の4、5は根拠薄弱であり、国が行う化学品の分類に採用すべきではない。</p> <p>4. G L Pを持たない大学や病院等の研究者が著者である論文のうち、再現性を確認できないもの</p> <p>5. 単発の疾病事例の紹介記事</p> <p>4や5を含むデータで分類されているように見える国が行う化学品の分類に対する信頼感はなく、分類に使用した根拠文献の開示もなく検証できない。</p> <p>対象物質の性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定する方法への変更には賛成だが、国が行う化学品の分類については、参考とする文献の基準を明らかにし、国が行う化学品ごとに参考文献をつけ、国民の検証が可能となる環境を整備すべき。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 今後は国が分類したG H S分類を法令の根拠として指定することとなるが、このG H S分類自体はこれまで意見募集されたものではないため、これ自体を改めてパブリックコメントに付すべきではないか。・ 「国のG H S分類結果」に、一部情報が古く国際的なエビデンスとの乖離が見られるため、今般の改正は見送り、G H S分類結果を見直した後に再度改正を行って欲しい。参考例として、省令案概要別表2の535「非晶質シリカ（シリカゲル及び沈降シリカに限る。）」の国のG H S分類では、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性が区分2とされているが、OECD SIDS (Chemical Name Silica gel, crystal-free)では、現在は眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性は無いとされている。このように、2015年に行われた国のG H S分類結果と異なる物があり、現有の「国が行ったG H S分類結果」を基に通知・表示対象義務化学物質を取捨選択するのは、時期尚早と思われる。なお、G H S分類を現在のJIS Z7252:2019をベースに見直した後であれば、「G H S分類結果から | |
|--|--|

| | |
|--|--|
| <p>通知・表示対象物質の取捨選択を行う」ことを主旨する、提案された政令・省令案に賛成できる。</p> <p>・省令案概要別表2の「フタル酸ジイソデシル」(別名 DIDP) について、リスト化した論拠は、国の GHS 分類の生殖毒性区分2であると推察しているが、我々の団体では、「国の GHS 分類の引用文献ではラットに混餌投与による F2 世代生殖試験において F2 世代での仔で生後 1 及び 4 日目の生存率の低下が認められてはいるが、親動物での肝臓及び腎臓の有意な増加などの一般毒性が発現している事から、その二次的影響によるものの可能性が高いと考えられる。」ことを分類根拠に生殖毒性の GHS 分類を「区分に該当しない」と判定している。</p> <p>国外(欧米)での DIDP に対する毒性の位置付け(状況)をみると、豪州 NICNAS(国家工業化学物質届出・評価制度)、欧州 EFSA(欧州食品安全機関)、米国 NTP-CERHR(米国家毒性プログラム—ヒト生殖リスク評価センター)が発行する安全性報告書では、ヒトにおける生殖・発達毒性物質ではないとの結論が出されている。また、予防原則に基づき厳しい判断をする欧州化学品庁(ECHA)でさえ、DIDP の生殖毒性は「区分に該当しない」に相当する「No classification」に分類している。また、米国での化学物質の環境排出量モニター状況をみても、現時点では DIDP は Toxics Release Inventory (TRI) Program の対象化学物質(ヒトにおいて、がんまたは催奇形性作用、あるいは重篤または不可逆的な生殖機能障害、神経障害、遺伝的遺伝子変異、またはその他の慢性的な健康影響を引き起こすことが知られているか、または引き起こすことが合理的に予測される化学物質)ではない。</p> | |
|--|--|

DIDP は、日本国内外において消費者製品として安全に使用されてきた実績があり、現在では主要可塑剤になってきたフタル酸エステルの一つである。主要な国や地域でのハザード分類は、ほぼ共通の科学的なエビデンスを踏まえて no classification とされている。我々の団体の分類根拠に加え、規制に厳しい欧米当局の科学的判定結果も鑑み、国による GHS 再分類と省令案概要別表 2 からの取り下げを強く要望する。

・省令案概要別表 2 の「フタル酸ジイソノニル」(別名 DINP) について、DINP をリスト化した案の論拠は、国の GHS 分類の生殖毒性区分 2 であると推察しているが、我々の団体では「ラットでは妊娠、或いは授乳期の母獣に 555-1, 129mg/kg/day を投与しても雌雄の仔獣の妊性や生殖器の構造に全く影響は認められなかった。また妊娠ラットの器官形成期に強制経口投与した発生毒性試験では、母動物性(体重増加抑制、摂取量減少)がみられた 1,000mg/kg/day で、胎児に骨格異常の増加がみられたが、これは母性毒性の二次的影響により発現した非特異変化の可能性が高いと推察される。」ことを分類根拠に生殖毒性の GHS 分類を「区分に該当しない」と判定している。国外(欧米)での DINP に対する毒性の位置付け(状況)をみると、2017 年以降、米国科学アカデミー(NAS)および欧州化学品庁(ECHA)による直近の系統的レビューで、DINP はヒトにおける生殖・発達毒性物質ではないとの結論が出されている。

また、米国での化学物質の環境排出量モニター状況をみても、現時点では DINP は Toxics Release Inventory (TRI) Program の対象化学物質ではない。

DINP は、日本国内外において消費者製品として安全に使用されてきた実績があり、現在では主要可塑剤になってきたフタル酸エ

ステルの一つである。主要な国や地域でのハザード分類は、ほぼ共通の科学的なエビデンスを踏まえて no classification とされている。我々の団体の分類根拠に加え、規制に厳しい欧米当局の科学的判定結果も鑑み、国による GHS 再分類と省令案概要別表 2 からの取り下げを強く要望する。

・硝酸亜鉛と硝酸亜鉛六水和物の特定標的臓器毒性（単回ばく露）の区分の違いについて、同じ物質の結晶水の有無だけで異なる GHS 分類結果を充てるのは適切とは思えない。こうした事例は他の結晶水の有無やカチオンの違いに対しての類似性についても、ある時は同等と見なして分類し、ある時は個々のデータで分類されている。この様な一貫性のない分類基準で規制対象を広げることに対してどの様に考えているのか。

・省令案概要別表 1 では 194「エチレンジアミン四酢酸」（以下、EDTA）が、省令案概要別表 2 では 81「エチレンジアミン四酢酸四ナトリウム」（以下、EDTA-4Na）がそれぞれ掲載されている。国の GHS 分類結果を見ると、EDTA と EDTA-4Na の特定標的臓器毒性（反復暴露）の区分に整合がみられない。根拠文書を精査し、指定のあり方を見直すべき。

・アルキルベンゼンスルホン酸とその塩関係について、省令案概要別表 1 の 886「ドデシルベンゼンスルホン酸」[C=12]、省令案概要別表 2 の 411「デシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」[C=10]、59「ウンデシルベンゼンスルホン酸並びにそのアンモニウム塩及びナトリウム塩」[C=11]、437「ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩」[C=12]、457「トリデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」[C=13]、418「テトラデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」[C=14] について、酸としては C=12 のみが指定され

| | | |
|---|--|---|
| | <p>ているが、国のGHS分類の根拠を見ると、ドデシルベンゼンスルホン酸の眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性の分類結果には疑義がある。これらの一連の物質の根拠として使われているデータなどから見ても、本物質群は、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (C=10~14)」として指定すべきではないか。</p> <p>・省令案概要別表1の218「塩化カルシウム」について、国によるGHS分類結果の皮膚腐食性／刺激性と眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性の区分は、分類根拠を踏まえると矛盾している。他にもこうした問題がないのか、規制をするにはこうした矛盾したデータについての疑問を払拭してから実施すべき。</p> | |
| 7 | <p>【対象物質の規定方法】</p> <p>・省令案概要別表1、別表2の物質について、今回の追加対象物質が「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」であることから、今後は非常に多くの製剤が安衛法に該当する。その結果、液性が中性で家庭用品としても使用されるような製剤（例として、食器用中性洗剤）を業務用として供する場合に、「保護具の使用による皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止（安衛則第594条の2第1項関係）」の保護具着用の義務対象となることが起こりえる（例として、別表1の1281「ポリ（オキシエチレン）＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」は、家庭用や業務用を問わず幅広く食器用中性洗剤に使用されている）。このように、現に保護手袋や保護メガネを着用せずに家庭で日常的に使用されている物質を根拠に、保護具着用の義務化を要求するのは過剰である。</p> <p>以上を踏まえて、省令案概要別表1、2で追加される対象物について、用途を考慮し</p> | <p>本改正案では、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果において危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS対象物質としています。これらの物質については、事業場によって様々な状態や用途で取り扱われることが想定されることから、製剤中に含有される状態や用途に関わらず、ラベル表示・SDS交付等の対象としています。ただし、主として一般消費者の生活の用に供するための製品としてアからカに該当する物については、ラベル表示・SDS交付等の対象から除外されています。</p> <p>ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品</p> <p>イ 農薬取締法（昭和23年法律第125号）に定められている農薬</p> <p>ウ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品</p> |

| | |
|--|--|
| <p>た見直しを希望する。具体的には、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」のように対象用途と物質の組み合わせで規制を行う、もしくは規制の対象除外を定める等が考えられる。</p> <p>このような規制緩和が実施されない場合、労働者の安全を守る目的からすると過剰な負担が企業に課されると考える。</p> <p>・今回の追加対象物質は「国が行う化学品の分類の結果、危険性又は有害性があるものと令和3年3月31日までに区分された物」であり、洗剤の原料の多くが該当しているため、台所用合成洗剤であっても強アルカリ性の洗浄剤であってもユーザーは同じように対応を迫られるようになる。そうになると、洗剤の危険性としては大きな差がある台所用合成洗剤と強アルカリ性洗浄剤が、ユーザーから同じような危険有害性があると誤解を招いてしまう。エタノールやプロピレングリコールを配合した台所用合成洗剤と、水酸化ナトリウムを配合した強アルカリ性洗浄剤でGHSのシンボルは同じになっているのが現状であり、さらに追加対象物質を広げることで「何でもかんでも安衛法に該当して危険」と間違った認識を与えてしまう可能性が高い。これではユーザーに本来の危険有害性を伝えることがますます難しくなり、本来の法律の意図とはかけ離れた状況となるのではないか。こういった実情を鑑み、対象物質の拡大を再検討いただきたい。</p> <p>・省令案概要別表1の1171「プロピレングリコール」について、GHS分類の特定標的臓器毒性の単回暴露および反復暴露の項目で区分1に分類されているが、これらの区分は、経口および蒸気での大量摂取が根拠データとして挙げられている。プロピレングリコールは幅広く様々な製剤（食器用中性洗剤や食器洗浄機用乾燥仕上げ剤な</p> | <p>エ 表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品</p> <p>オ 一般消費者のもとに提供される段階の食品</p> <p>カ 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品</p> |
|--|--|

| | | |
|---|---|---|
| | <p>ど)に供されているが、その多くは経口および蒸気での摂取は通常想定されていない用途で使用される。このように、本来の用途では想定されない摂取方法を根拠として安衛法上の規制を行うのは、過剰な反応である。また、エタノールが「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 3 項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの(がん原性物質)」の対象から除外となる理由として「業務として大量のエタノールを経口摂取することは通常想定されないこと」が挙げられている。</p> <p>以上の点から、本改正の対象物質についても、根拠となる摂取方法が業務として通常想定されるかどうかを考慮した見直しを要望する。対象物質の個別の見直しが難しい場合は、有害性の根拠データが業務として通常想定される摂取方法とは異なる場合は除外できる等の例外規定を設ける検討をお願いする。</p> <p>このような規制の緩和が実施されない場合、労働者の安全を守る目的からすると過剰な負担が企業に課されると考える。</p> | |
| 8 | <p>【包括指定物質】</p> <p>政令案概要別表 1 の 30「マンガン及びその無機化合物」について、一方で労働安全衛生法施行令別表第三第二号 33 では「マンガンの有機化合物は、個別にラベル表示および SDS 交付の義務が課せられている物を除いて、特定化学物質でありながらラベル表示及び SDS 交付の義務対象にはならないことが、現行はもとより改正後も継続することになるが、合理的な理由があるのか。</p> | <p>「マンガン及びその無機化合物」は、化合物の種類を問わず有害性が認められるという情報に基づき包括的に米国産業衛生専門家会議(ACGIH)の職業ばく露限界値が設定されているものであり、同様の考え方でラベル・SDS 対象物質として従来から規定しているものです。一方で、無機化合物に該当しないマンガン化合物で国による GHS 分類で危険性又は有害性があるものと区分された物については、省令案概要 2 (3) に記載のとおり、安衛則で個別に規定することとしています。</p> |
| 9 | <p>【包括指定物質】</p> <p>危険性、有害性が把握されている化学物質について、モデルラベルやモデル SDS が職場のあんぜんサイトに公開されている</p> | <p>政令案概要 2 (1) アの「元素及び当該元素から構成される化合物であって、包括的にラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質とする必要がある物」(以下「包括指定物</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>が、政令案概要別表 1「元素及び当該元素から構成される化合物を包括的に対象とする物」にある各名称を検索しても上記サイトでは検索されない。検索されるのは当該元素から構成される化合物であり、総称名として括れるような共通した同じ危険有害性を持つ化学物質はなく、それぞれ別の危険有害性を持つ化学物質はあるかもしれないとしか読み取れない。厚生労働省は危険性、有害性が把握されている化学物質は公開しているのだから包括的に対象とする必要はなく、政令案概要別表 1での指定はやめ、厚生労働省が危険・有害性を把握している化学物質のみとするのが科学的に妥当である。</p> <p>総称名での規制を行うためには、当該元素から構成される化合物に対し包括的な危険有害性があることが前提であるが、無機化合物、有機化合物、配位化合物、有機金属化合物やポリマー等を含む共通する有害性が示された例は職場のあんぜんサイトにはない。包括的に対象とするのであれば、その根拠となる共通する有害性を示し、先のサイトに公開すべき。</p> <p>よって、厚生労働省が現に危険有害性を把握している個別の化学物質を対象とする規制に問題はないが、職場のあんぜんサイトで当該元素から構成される化合物を包括的に対象とした物の情報を公開することなく、政令案概要別表 1「元素及び当該元素から構成される化合物を包括的に対象とする物」として規制するのは問題であり、取り下げるべき。</p> | <p>質」という。)については、特定の元素から構成される化合物が共通の有害性を有することを根拠に、米国産業衛生専門家会議（ACGIH）等の諸機関において職業ばく露限界値を包括的に設定しているものです。このことを根拠に、従前から令別表第 9 において包括的にラベル・SDS 対象物質として規定しており、その取扱いは従前と同じです。なお、ウラン及びその化合物は、今回の改正で包括指定物質に追加しています。</p> |
| 10 | <p>【包括指定物質】</p> <p>包括指定はシステムなどでの CAS 番号による対象物質の特定ができず、各製品の組成を個別に確認する必要があり、対象製品の特定に大きな負荷がかかるため、包括指定であっても、わかる限りの対象物の CA</p> | <p>包括指定物質については、多数の物質が包含されるため、CAS 番号の特定はできませんが、従前から令別表第 9 において包括的にラベル・SDS 対象物質として規定しており、その取扱いは従前のおりです。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>S番号等を示していただき、それを対象とするようにしていただきたい。</p> | <p>なお、ウラン及びその化合物は今回の改正で包括指定物質に追加しています。</p> |
| 11 | <p>【粉じんに係る規定】 政令案概要2(1)イ(ウ)「危険性があるものと区分されていない物であって、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの」は、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質としない改正について、「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」1(1)趣旨5行目以降にある、有機粉じんによる肺疾患の発生という労働災害を防ぐためとする目的と相反する改正と思われる。物質毎の指定が難しいのであれば、ラベル表示・SDS交付等の義務対象を、物質でなく、単独または混合物の製品の形状でラベル表示・SDS交付等の義務を課すことを提案する。「製品の性状」もしくは「製品の状態」が粉状態であることを基準に「粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの」に、ラベル表示・SDS交付等の義務を課すよう改正することを求める。なお、粉じんを発生させる製品の定義として、ある程度の時間、空気中を浮遊できる大きさである「おおむね100μm以下の粒子」が1wt%以上含有するものとするをあわせて提案する。</p> | <p>粉じんとしての有害性のみを有する物質については、従来より、じん肺法(昭和35年法律第30号)や粉じん障害防止規則(昭和54年労働省令第18号。以下「粉じん則」という。)において、粉じんとしての物理的な作用による健康障害を防止するために必要な規制を行っていることから、ラベル・SDS対象物質から除外したものです。国によるGHS分類の結果で、特定標的臓器毒性(単回ばく露)又は特定標的臓器毒性(反復ばく露)で呼吸器又は気道刺激性のみに区分が付いているものがこれに該当し、発がん性など他の有害性の区分がついているものは該当せず除外対象となりません。なお、除外対象となったものであっても、安衛則第24条の14及び第24条の15に基づくラベル表示・SDS交付等の努力義務の対象となります。</p> |
| 12 | <p>【裾切値】 ・対象物質の裾切値が告示されるのはいつか。 ・裾切値について則別表第2が削除されることになるが、今後はどのような形で設定されるのか。これまでのように個々の対象物質ごとに裾切値が設定されるのか、或いは、包括的な表現(例えば、有害性が区分1と区分された物の裾切値は一律〇〇%)での設定になるのか。</p> | <p>政令案概要2(2)ウ及び省令案概要2(2)に記載のとおり、ラベル・SDS対象物質の裾切値は告示で規定することとしており、告示を定める際には別途パブリックコメントを実施します。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 裾切値が確定しなければ原料調査や製品 SDS 改定に着手することが出来ないため、裾切値の告示は、省令公布と同時期またはできる限り早期にお願いしたい。 ・ 今回の裾切値の変更はあるか。また、将来的に裾切値の変更の廃止は検討されているか。 ・ 告示で指定される裾切値も別途パブリックコメントが実施されるのか。 ・ 対象物が多数にわたる場合には、事業者は少しでも早い段階からラベル表示や SDS の変更の対象となる製品を特定し、変更を計画的に進める必要があるため、ラベル表示・ SDS 交付等の義務対象物案の公表段階から、裾切値を同時に公表いただきたい。 | |
| 13 | <p>【対象物質の削除】</p> <p>政令案概要別表 2 において、ラベル表示・ SDS 交付等の義務対象物質から 7 物質が除外されると定めているが、除外されることとなった根拠や今回のタイミングで改正する理由を示して頂きたい。また、根拠となった試験結果を入手する方法についてご教授願いたい。</p> | <p>政令案概要 2 (1) ア又はイに該当しない 7 物質について対象から除外したものであり、①国が行う GHS 分類で危険性又は有害性があるものと令和 3 年 3 月 31 日までに区分されなかったもの、②政令案概要 (1) イ (ウ) に該当するため除外したものの、が含まれます。この「有害性」は、労働安全衛生法令が労働者の健康障害防止を目的とした規制であることに鑑み、環境有害性のみを有する物は除外していません。各物質の GHS 分類結果は、NITE のホームページで閲覧でき、分類の根拠となった文献も記載しています。</p> |
| 14 | <p>【対象物質の削除】</p> <p>政令案概要別表 2 のラベル表示・ SDS 交付等の義務対象物質から除外される物質のうち、ステアリン酸亜鉛は 2006 年度の政府 GHS 分類結果では皮膚腐食性区分 3、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性区分 2A とされていたが、2014 年度の再分類でいずれも区分外に修正された結果、どの物理化学的危険性及び健康有害性にも区分がついていないことにより除外されたという理解</p> | <p>「ステアリン酸亜鉛」については、令和 3 年 3 月 31 日までに実施された国による GHS 分類結果において、危険性又は健康有害性があると区分された物に該当しないため、ラベル・ SDS 対象物質から除外したものです。なお、今後の分類見直しにより危険性・健康有害性のいずれかの区分がついた場合には、ラベル・ SDS 対象物質に追加することがあります。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>でよいか。また、2014年度の再分類結果では生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性等いくつかの分類結果が「分類できない」となっており、将来、再々分類でこれらの分類に区分が付いた場合、再び通知／表示対象物質に追加されるという理解でよいか。</p> | |
| 15 | <p>【対象物質の削除】</p> <p>・ポルトランドセメントによる化学熱傷は多数発生しており、厚生労働省職業病リストの「四 化学物質等による次に掲げる疾病、3 すず、鉱物油、うるし、テレピン油、タール、セメント、アミン系の樹脂硬化剤等にさらされる業務による皮膚疾患」にも記載されている。その発生機構は、接触した皮膚の水分と混合し、強アルカリ成分が生成、皮膚腐食が生じるとされている。これらの文献・事例報告があるにも関わらず、政府GHS分類結果では、「皮膚腐食性／刺激性」「眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性」などは「データ不足のため分類できない」とされている。結果として、ポルトランドセメントは政令案概要2(1)イ(ウ)「粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの」となり削除対象となっており、労働災害事例や厚生労働省職業病リストにある皮膚腐食がある記述と矛盾が生じている。本改正がなされた場合、化学熱傷による皮膚疾患等の情報が伝達されないことになるため、「ポルトランドセメント」はラベル表示・SDS等交付の義務対象物質から削除してはならないと考える。</p> <p>・市販のポルトランドセメントのSDSには、政府GHS分類にある特定標的臓器毒性(単回暴露)区分3(気道刺激性)、特定標的臓器毒性(反復暴露)区分1(呼吸器)に加え、皮膚腐食性／刺激性区分1、眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性区分1の健</p> | <p>ポルトランドセメントの粉末そのものには、国によるGHS分類では、皮膚刺激性や眼腐食性等が区分されていないこと、また、セメントの袋詰め作業等については、粉じん則別表第1及び別表第2において、粉じん作業及び特定粉じん発散源として、粉じん障害防止対策を義務付けていることから、ラベル・SDS対象物質から除外し、安衛則第24条の14及び第24条の15に基づくラベル表示・SDS交付等の努力義務の対象とすることとしたものです。ただし、ご指摘のとおり、ポルトランドセメント粉じんが皮膚や眼に付着した場合に、水と反応して生成された水酸化カルシウム等により、皮膚や眼に障害を与えることが報告されていることから、ポルトランドセメントが皮膚や眼に触れる状態で譲渡・提供する場合は、ラベル表示及びSDSにおいて、皮膚や眼に触れた場合の水酸化カルシウムとしての有害性について記載することが望ましいことを通達等で明確にすることとします。</p> <p>なお、厚生労働省が作成したモデルSDSにおいては、主成分名「クリンカー」、組成及び成分情報「ケイ酸カルシウム」といった記載はありません。</p> |

康有害性が記載されている。化学物質管理者テキストにも強アルカリによる対策が紹介されている。ポルトランドセメントは、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質の除外に当たらないのではないか。

・政令案概要別表2からポルトランドセメントを削除、または、政令案概要別表1に「カルシウム及びその化合物」追加を提案する。ポルトランドセメントについて、国が行ったGHS分類がH27年度であり、皮膚腐食性／刺激性および眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性が、メーカーでは「区分1」、国では「データ不足のため分類できない」とある。また、政府向けGHS分類ガイダンス図表3.1.2 List1情報源にある「1-31 Opinion proposing harmonised classification and labelling at EU level」やINCHEMによれば、皮膚障害等の可能性の記載がある。

・ポルトランドセメントを使った製品等による皮膚障害は良く知られた労働災害であり、それを防止するためにも、ラベル表示・SDS交付等の義務物質のままとした方がよい。建設業労働災害防止協会がまとめ令和5年3月に公表した「令和4年度建設業における化学物質管理のあり方に関する検討委員会報告書」にも明記されている。ポルトランドセメントの国のGHS分類で皮膚腐食性などの分類が「分類できない」になっていることが、労災情報を考慮していないように思う。

・平成28年度第3回化学物質のリスク評価に係る企画検討会議事録によれば、令別表第9への追加対象としてポルトランドセメントについて議論されており、厚生労働省担当官からは「セメントを作るときの水溶液による皮膚障害、喘息発生など、普通の粉状物質とは違う有害性がある」との指摘もあり、令別表第9への追加を決定してい

| | | |
|----|---|---|
| | <p>る。今般の改正案ではポルトランドセメントの国のGHS分類結果を根拠とされているが、当該分類結果は2016年6月更新と検討会開催時より古く、検討会での議論が反映されておらず、GHS分類結果を根拠に令別表第9より取り下げるのは好ましくない。皮膚障害・喘息などの労働災害防止の観点からも令別表第9への記載を継続すべき。</p> <p>・ポルトランドセメントのSDSにおける主成分名「クリンカー」の「組成及び成分情報」において、物質名称が「ケイ酸カルシウム」となっているが、実際の成分は「ケイ酸三カルシウム」と「ケイ酸二カルシウム」であり、SDSにおける物質名称に疑念がある。従って、ポルトランドセメントのSDSを再検討することが必要であり、SDSの再検討後に改めてラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外するかどうかを決めるべきであり、今回、ポルトランドセメントを、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外することに反対する。</p> | |
| 16 | <p>【対象物質の削除】</p> <p>JIS R5210 ポルトランドセメントでは、6種類のセメント（普通ポルトランドセメント、普通ポルトランドセメント（低アルカリ形）、早強ポルトランドセメント、早強ポルトランドセメント（低アルカリ形）、超早強ポルトランドセメント、超早強ポルトランドセメント（低アルカリ形））においては、質量5%まで少量混合成分として「高炉スラグ」、「シリカ質混合材」、「フライアッシュ」、「石灰石」が認められている。政令案概要別表2において、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から「ポルトランドセメント」が除去されるということは、少量混合成分として「高炉スラグ」、「シリカ質混合材」、「フライアッシュ」、「石灰石」が</p> | <p>ラベル・SDS対象物質は、国によるGHS分類の結果により選定しており、今般、「ポルトランドセメント」としては、ラベル・SDS対象物質から除外します。ただし、他のラベル・SDS対象物質が裾切値以上混合されている場合は、それら物質の混合物（製剤）としてラベル・SDS対象物質になります。なお、国によるGHS分類の結果、区分がつかないものには、分類を行うための十分な情報が得られず分類できない場合が含まれており、区分がつかないことをもって有害性がないとはいえません。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | 5%含まれる粉物であっても、発がん性などの他の有害性がないものと解釈してよいか。 | |
| 17 | <p>【対象物質の削除】</p> <p>JIS R5210 ポルトランドセメントにおいては、ポルトランドセメントの種類として12種類を定めている。政令案概要別表2において、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外される7物質の中に「ポルトランドセメント」が記載されているが、このポルトランドセメントとは、JIS R5210で定められた12種類と理解してよいか。</p> | 本改正案による改正前の令別表第9の規定によるポルトランドセメントの範囲について、従来特段の定義はしていませんが、一般的にJIS R5210の規格に基づくポルトランドセメントを指します。 |
| 18 | <p>【施行期日・経過措置】</p> <p>政令案概要5経過措置の2段落目「新たにラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加される約1,550物質について、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質に追加後1年間はラベル表示に係る法第57条第1項の規定を適用しないこととする。」について、対象は「施行日において現に存するもの」に限定されず新たに製造された物についても経過措置対象となるという理解でよいか。「約1,550物質」とあるが令別表9において既に規定されている物も経過措置対象となるのか。</p> | <p>政令案概要5. 経過措置の2段落目のラベル表示の規定の適用を猶予する経過措置の対象となる物質は、新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質であって施行日において現に存するもののみであり、施行日以降に製造されたものは含まれません。</p> <p>また、本改正案による改正前の令別表第9において既に対象となっている物質については、経過措置の対象とはなりません。</p> |
| 19 | <p>【施行期日・経過措置】</p> <p>改正の都度、数百、数千品目もの製品のGHSラベル・SDSを改訂する必要があり、事業者負担が大きいです。また、期間内の顧客展開に対応することに時間がかかるケースもありうるため、猶予期間の延長を希望する。</p> | 事業者がラベル・SDSの改訂に要する期間を考慮し、令和4年12月に（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所ホームページで、今般の改正での追加候補物質リストをCAS登録番号を併記して公開した上で、今般の改正に係る初回のパブリックコメント開始日（令和5年4月14日）から改正政令の施行日（令和7年4月1日）までに約2年の準備期間を設けています。さらに、ラベルの貼替え等に係る事業者の負担を考慮し、改正政令の施行日において現に存するものについては、ラベル・SDS対象物質に |

| | | |
|----|--|--|
| | | 指定する施行日から1年間、名称等の表示を猶予する経過措置を設けています。 |
| 20 | <p>【施行期日・経過措置】</p> <p>・政令案概要2(2)において、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質からの7物質の除外については、施行期日が改正令の公布の日とされているが、除外された物質についてはSDSの15項の表記変更などの対応に期間を要するため、施行は、ラベル表示・SDS交付の義務対象に追加される物質と同様に、令和7年4月1日としていただきたい。</p> <p>・省令案概要の4施行期日等から、2(1)「名称等の表示又は通知すべき化学物質の削除に伴う裾切値の規定の削除」は、改正令の公布日に公布され、同日に施行されることになる。この場合、即日ラベル表示・SDS交付の義務がなくなることになるが、公布日にラベル表示・SDS改訂を行うことは非常に困難なため、適切な猶予期間を設定していただきたい。</p> | 当該7物質のラベル・SDS対象物質及び裾切値の規定の削除については、義務付けの対象から除外するものであるため、公布日に施行することとしています。ラベル表示・SDSの交付をする義務がなくなるため、必ずしもSDSの改訂を行う必要はありません。義務対象でないものにラベル表示・SDS交付を行うことは差し支えありませんので、当該物質のラベル表示・SDSについて公布日に即日改訂を行う必要はありません。 |
| 21 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要の別表2ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質(令和8年4月1日追加予定分)のうち、「非晶質シリカ(シリカゲル及び沈降シリカに限る。)」について、すべての非晶質シリカではなく(シリカゲル及び沈降シリカ)に限定されている。ある非晶質シリカが(シリカゲル及び沈降シリカ)に該当するかどうかはどのように判断するのか。製法による判断、つまり、湿式法もしくはゾルゲル法で得られた非晶質シリカが「非晶質シリカ(シリカゲル及び沈降シリカに限る。)」に該当するということになるのか。</p> | ラベル・SDS対象物質に該当するか否かについては、製法にかかわらず、物質の名称で判断します。 |
| 22 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンには、オルト体、メタ体、パラ体の3種類の構造異性体が存在する。</p> | 本改正案では、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果において、危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS対象物質 |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>省令案概要別表 2 の 343 に CAS 番号 6165-51-1 の「1, 4-ジメチル-2-(1-フェニルエチル)ベンゼン」が記載されているが、これはジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンのパラ異性体となる。すでに化審法の優先評価化学物質及び化管法の第一種指定化学物質ではすべての異性体を含む CAS 番号 40766-31-2 のジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンが指定されている。</p> <p>今回の安衛法令の改正において、化学物質に関する法令(化審法、化管法及び安衛法)への手続きを簡素化する観点、使用者が規制対象物質が一つの化合物にもかかわらず二種類の化合物をラベル表示することによる混乱を防ぐ観点、更に今回の改正でより広範囲に異性体をカバーするという観点からすべての異性体を含むジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼンを指定して頂きたい。</p> | <p>としています。全ての異性体を含む「ジメチル(1-フェニルエチル)ベンゼン」は、この対象に該当しませんので、基準に該当する「1, 4-ジメチル-2-(1-フェニルエチル)ベンゼン」のみを対象としています。</p> |
| 23 | <p>【個別の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令案概要別表 1 の 747 「人造鈹物繊維」について、人造鈹物繊維には多くの種類があるが、平成 12 年 3 月 24 日付け基発第 162 号「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行について」において、労働安全衛生法に基づくラベル表示及び SDS 交付義務対象物質として同法施行令別表第 9 に掲載の「人造鈹物繊維」にはガラス長繊維は含まれないものであること、とされている。 <p>省令案概要別表 1 の人造鈹物繊維の名称には、ガラス長繊維が含まれないことの但し書きがないが、今回の改正でラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質名を則に列挙する方法へと変更するに当たり、上記の基発 162 号通達を踏まえ、人造鈹物繊維にガラス長繊維が含まれない事の但し書きを追記するのが適切ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令案概要別表 1 の 747 「人造鈹物繊維」には区分レベルの異なるものが混在してお | <p>本改正案では、令和 3 年 3 月 31 日までに実施された国による GHS 分類の結果において危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS 対象物質としています。人造鈹物繊維については、本改正案による改正前の令別表第 9 の「人造鈹物繊維」と変更ありません。</p> <p>なお、「人造鈹物繊維」の範囲については、従来と同様に「ガラス長繊維」は含まれないものとし、その旨を通達で示すこととします。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>り、一般の方から見て誤解を招く恐れがある。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人造鉱物繊維（グラスウール・ロックウール・スラグウール） ・人造鉱物繊維（上記を除くもの） <p>のように分ければ、区分レベルもまとめ、誤解を招くことは避けられると思われる。</p> | |
| 24 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>下記の3物質については、GHS分類の妥当性について確認、相談等を予定しているため、検討結果が確定するまでの間は、当該物質の表示・通知義務対象物質への追加は、一旦、見送ることとしていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビスフェノール A ジグリシジルエーテル (CAS No. 1675-54-3) ・4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（液状のものに限る。） (CAS No. 25068-38-6) ・4,4'-ビス（2,3-エポキシプロポキシ）-3,3',5,5'-テトラメチルビフェニル (CAS No. 85954-11-6) | <p>本改正案では、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果において危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS対象物質としています。「2,2-ビス[4-(オキシラン-2-イルメトキシ)フェニル]プロパン」「4,4'-イソプロピリデンジフェノールと1-クロロ-2,3-エポキシプロパンの重縮合物（液状のものに限る。）」「4,4'-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]-3,3',5,5'-テトラメチルビフェニル」については、いずれも令和7年4月1日施行予定の対象物質に該当します。</p> |
| 25 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>カーボンブラック (CAS 1333-86-4)、シリカ（結晶質、非晶質を包含した二酸化ケイ素） (CAS 7631-86-9)、非晶質シリカ（シリカゲル、沈降シリカ） (CAS 112926-00-8)などは、粉体状態での吸引による発がん性、特定標的臓器毒性（反復暴露）による気管支系（肺など）に影響があると考えられ、接着剤や塗料などでは樹脂に分散されている状態で提供されるため粉じんとなる可能性はない。令和8年4月1日施行予定のチタン（粉末） (CAS 7440-32-6)と同様に粉末状態のみを対象とすることで適切な取り扱いにつながると考える。「粉末」と規定するか「皮膚に損傷を与える有害性があるものと区分されていない金属であって粉状以外の状態において危険性があるものと区分されてい</p> | <p>本改正案では、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果において危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS対象物質としています。カーボンブラック及び結晶質シリカについては、現行の令別表第9でラベル・SDS対象物質として規定されており、国によるGHS分類においても状態は限定されていないため、粉状のものに限定はしていません。非晶質シリカについては、国によるGHS分類においてシリカゲル、沈降シリカに状態が限定されているため、同様の範囲に限定したものです。</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | いものにあつては粉状のものに限る。」のように記載を行うことで除外を希望する。 | |
| 26 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>炭化けい素は、政府による平成 18 年度の G H S 分類で発がん性区分 1B とされている。一方、政府による令和 2 年度の再分類で「炭化けい素ウイスキー」は発がん性区分 1B とされている。しかし「炭化けい素ウイスキー以外」については再分類されていないため、その G H S 分類は、平成 18 年度の G H S 分類が継続している。</p> <p>平成 18 年度の G H S 分類で発がん性を区分 1B にしている分類根拠や、2003 年に許容濃度の改訂が行われた際に、人体への影響を「上気道への刺激」として設定された許容濃度は、じん肺以外の有害性がない粒子状物質の許容濃度と同じ値が設定されていることから、「炭化けい素ウイスキー以外」まで発がん性区分を 1B と評価する事は適切な評価とは思われない。「炭化けい素ウイスキー以外」については、政府による G H S 分類はされていないが、平成 18 年度の G H S 分類から「発がん性」を除くと、「特定標的臓器毒性（単回暴露）：区分 1（呼吸器系）」と「特定標的臓器毒性（反復暴露）：区分 1（肺）」のみであり、物理化学的危険性も無いことから、政令案概要の 2（1）（ウ）に該当し、ラベル表示・S D S 交付等の義務対象物質にはならない。</p> <p>よって、省令案概要別表 1 の 789「炭化けい素」は「炭化けい素（繊維状に限る）」等の表現へ変更することが妥当である。</p> <p>現在一般的に利用されているけい酸カルシウム保温材には粒子状の炭化けい素が含まれており、ラベルや S D S に発がん性と記載することにより顧客に不要な不安を与えているので、品質表示管理の過負担も含め見直しをお願いしたい。</p> | <p>炭化けい素は、国による G H S 分類で発がん性の区分があることから、政令案概要 2（1）イ（ウ）には該当せず、省令案において対象物質としています。なお、国による G H S 分類は、複数の専門家が分類を実施した時点での最新の基準に従って行い、この結果を踏まえてラベル・S D S 対象物質を規定しています。個別物質の G H S 分類結果について疑義がある場合は、文献等で明確な根拠があれば、今後の G H S 分類の再分類で検討対象にすることがあります。G H S 分類に当たっての情報収集については、N I T E の官民連携 G H S 分類情報収集プロジェクトで受付期間を定めて募集していますので、対象となる物質、情報があれば、こちらへの提出をご検討ください。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 27 | <p>【個別の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 炭化水素鎖の炭素数が指定されておらず（「アルキル」「アルカノール」等）、炭素数の範囲が示されていない場合は、合理的に考えられうるすべての炭素数および異性体の化学物質が対象となるのか。そうでない場合は明記をお願いしたい。 性状（主に液性）の異なる物質を併記しているもの（「化学物質名とそのアンモニウム塩」「化学物質名とそのナトリウム塩等」）が散見される。性状の誤認による誤ったリスクアセスメントや労働者の労働災害に繋がるリスクとなるため、性状の異なる物質を併記すべきでないとする。 | <p>ラベル・SDS対象物質の範囲に係る解釈の詳細については、施行通達において示すこととしています。なお、「〇〇及びその塩」等については、その名称の統一性からまとめて規定したものです。</p> |
| 28 | <p>【個別の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> 硫酸亜鉛のように無水物と水和物が存在し、かつ無水物と水和物の両方が義務対象物質である場合には「硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物」のように無水物と水和物とを含んだ省令案名称になっている。炭酸ナトリウムは、無水物（CAS RN497-19-8）の他、一水和物（CAS RN5968-11-6）、十水和物（CAS RN6132-02-1）が存在するが、省令案名称は「炭酸ナトリウム」となっている。また、酢酸亜鉛（Ⅱ）は、二水和物（CAS RN5970-45-6）の他、無水物（CAS RN557-34-6）が存在するが、省令案名称は「酢酸亜鉛（Ⅱ）二水和物」となっている。このように、省令案名称が無水物の形で表記されている場合は無水物のみが義務対象物質で、水和物は対象ではなく、同様に省令案名称が水和物の形で表記されている場合は水和物のみが義務対象物質で、無水物は対象ではないと理解して差し支えないか。 水和物について、従前の取扱いとしては、無水物が通知・表示対象物である場合、その水和物も通知・表示対象物として扱われていたと考えるが、省令案概要別表1の284「過ほう酸ナトリウム並びにその一水和物 | <p>ラベル・SDS対象物質においては、本改正案による改正前の令別表第9で「ヒドラジン」「ヒドラジン一水和物」を別に規定しているように、無水物と水和物は原則として別に規定しています。ただし、通達等で水和物を含むと明記されたものについては、水和物を含みます。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>及び四水和物」、1313「メタけい酸ナトリウム並びにその五水和物及び九水和物」、743「硝酸マグネシウム及びその六水和物」、1462「硫酸亜鉛並びにその一水和物及び七水和物」、省令案概要別表2の186「酢酸亜鉛二水和物」、365「硝酸亜鉛（Ⅱ）六水和物」、417「4-(2H-テトラゾール-5-イル)テトラアザ-3-エン-2-カルボキシミドアミド一水和物」の7物質については、水和物の種類が特定されている。これは、従来の水和物は無水物の物質に包含されるという解釈とは異なり、どう理解すべきか。水和物についての安衛法上の扱いについて、場合分けを行い、告示等で明確化する必要があると考える。</p> | |
| 29 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>非晶質シリカについて、平成28年度第3回化学物質のリスク評価に係る企画検討会で議論されており、非晶質シリカは産衛学会、ACGIHにおける許容濃度等の設定がなくなっている状況を鑑み、令別表第9に追加しないと結論付けられている。今般の改正案では、国のGHS分類結果を根拠に判断されたようだが、非晶質シリカは政令案概要2(1)イ(ウ)に該当する物であり(非晶質シリカ(石英ガラス)(CAS 60676-86-0)や非晶質シリカ(シリカゲル、沈降シリカ)(CAS 112926-00-8)の分類結果参照)、平成28年度第3回化学物質のリスク評価に係る企画検討会の議事録をみても、省令案概要別表2に記載すべきではないと考える。</p> | <p>本改正案では、令和3年3月31日までに実施された国によるGHS分類の結果において危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS対象物質としています。非晶質シリカ(石英ガラス)については、当該分類結果で危険性・有害性が区分されていないため、ラベル・SDS対象物質としておりませんが、非晶質シリカ(シリカゲル、沈降シリカ)については、眼刺激性が区分2Bと区分されており、政令案概要2(1)イ(ウ)には該当しないため、ラベル・SDS対象物質としています。</p> |
| 30 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>現行の安衛法施行令別表9第400号トリフェニルアミンについて、政令案概要別表2「ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質から除外される7物質」に掲載されておらず、令和7年4月1日施行予定の省令案概要別表1にも掲載が無い。この省令案の施行と同時に「トリフェニルアミン」につ</p> | <p>トリフェニルアミンについては、国によるGHS分類の結果で急性毒性区分5と区分されていますが、当該区分はJIS Z7252:2019で採用されておらず、他の危険性・有害性についても区分されていないことから、省令案において対象物質として規定しないこととしたものです。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| | <p>いては、規制対象から外れるという理解で良いか。</p> | |
| 31 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要別表 1 の 1415 「1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)」(CAS 登録番号 26447-40-5) は、既にラベル表示・SDS 等交付の義務対象物質とされているメチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI、CAS 登録番号 101-68-8、令別表第 9 の 599)と今回追加対象には挙がっていない 2,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート(CAS 登録番号 5873-54-1)を主成分とするMDI(ジフェニルメタンジイソシアネート)の異性体を包含する物質に対しCAS 登録番号 26447-40-5 が附番された物質と見なされている。</p> <p>1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)をラベル表示・SDS 等交付の義務対象に追加すると、既にラベル表示・SDS 等交付の義務対象物質であるメチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI)との間で、SDS の「組成、成分情報」の重複が生じ、当該物質を取り扱う事業者に混乱を招くと考える。</p> <p>このため、1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)を追加するのではなく、2,4'-ジフェニルメタンジイソシアネートをラベル表示・SDS 等交付の義務対象に追加すべき。もし 1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)を追加するのであれば、既にラベル表示・SDS 等交付の義務対象物質であるメチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI)を削除し、事業者の混乱を回避すべき。</p> | <p>「1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)」については、脚注*5に記載したとおり、既にラベル・SDS 対象物質となっているメチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI)を含んでおり、メチレンビス(4,1-フェニレン)＝ジイソシアネート(別名MDI)は省令案概要別表 3 及び別表 4 には掲げておりません。また、異性体である 2,4'-ジフェニルメタンジイソシアネートについては、1,1'-メチレンビス(イソシアナトベンゼン)に含まれます。</p> |
| 32 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>現行の令別表 9 第 396 号トリシクロヘキシルすず＝ヒドロキシドについて、現在令別表第 9 では「すず及びその化合物」と別に指定されているが、省令案概要別表 1 で個</p> | <p>トリシクロヘキシルすず＝ヒドロキシドについては、個別列挙はせず「すず及びその化合物」に含まれることとしています。なお、ラベル・SDS 対象物質の裾切値は告示で規定することとしており、告示を定</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>別指定はされていない。これは、「トリシクロヘキシルすず=ヒドロキシド」が規制対象から外れるという事か、それとも政令案概要別表1で掲げられる「すず及びその化合物」に包含されるという理解で良いか。包含されるのであれば、現在通知対象物質の裾切値は「すず及びその化合物」の方が厳しい値が示されているが、告示で規定される予定の「すず及びその化合物」の裾切値が適用されることになるのか。</p> | <p>める際には別途パブリックコメントを実施します。</p> |
| 33 | <p>【個別の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異性体について、ブテンに関しては、平成28年3月29日付け基発0329第5号で、1-ブテン、cis-2-ブテン、trans-2-ブテン、イソブテンが含まれるとされている。オクタン、ノナン、ブタン、ブテン、ヘキサン、ヘプタン、ペンタン等は、省令案概要別表1のCAS RNに「他」が付いており、異性体全てが含まれるという理解でよいか。一方、ヘプテンは、省令案概要別表1のCAS RNに”他”が付いていないが、異性体全てが含まれるのか、直鎖か分岐、二重結合の位置が特定しているのか明確にしていきたい。 ・ウンデカン、2-オクチル-4-イソチアゾリン-3-オン、デカン、デカン酸、ドデカン、ドデカン-1-チオール、ドデシルベンゼンスルホン酸、ドデシル硫酸ナトリウム、ヘキサン酸、ヘプタン酸等は、前回のパブコメ時には名称に構造を示す接頭語「ノルマル」が付いていたが、今回のパブコメで「ノルマル」が削除されており、省令案概要別表1のCAS RNに「他」は付いていない。「ノルマル」のみなのか、異性体全てが含まれるのか明確にしていきたい。 ・プロピル、ブチル、ペンチル等の脂肪族炭化水素鎖でノルマル、イソ、セカンダリ等の構造を示す接頭語が付いている名称と付いていない名称のものがある。ノルマル、 | <p>今回の改正で新たにラベル・SDS対象物質に追加される物質については、現在のIUPAC命名法の原則にあわせて、構造を示す接頭辞がない場合は直鎖アルキル基を指しています。一方、本改正案による改正前の令別表第9で規定されているラベル・SDS対象物質については、今回の改正で名称の変更は行っておらず、従前通り、「ノルマル」が付された物質は直鎖アルキル基のみを指し、構造を示す接頭辞のない場合は構造を限定せずすべての異性体の総称としています。構造異性体を含むか否かについては、施行通達において示すこととしています。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>イソ、セカンダリ等の特定の構造なのか、異性体全てが含まれるのか明確にしたい。例えば、酢酸プロピル、エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート、ジエチレングリコールモノブチルエーテル、ブチルエーテル、フタル酸ジペンチル、フタル酸ジヘキシル等。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・炭化水素鎖の炭素数が指定されており（「プロピル」「ブチル」「ペンチル」「ヘキシル」「ヘプチル」「オクチル」「ノニル」「デシル」「ウンデシル」「ドデシル」「トリデシル」「テトラデシル」等）、構造を示す接頭語（「イソ」「ノルマル」等）がない場合はすべての異性体（「直鎖」、「分岐鎖」等）が対象となるのか。そうでない場合は明記をお願いしたい。 ・省令案概要別表 1 の 886「ドデシルベンゼンスルホン酸」、別表 2 の 59「ウンデシルベンゼンスルホン酸並びにそのアンモニウム塩及びナトリウム塩」、411「デシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」、418「テトラデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」、437「ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩」、457「トリデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」が対象物質となっているが、ベンゼンスルホン酸のアルキル（C=9～17、分岐型）誘導体（CAS 番号：6885-25-4）は対象物質となるのか。また義務対象物質の直鎖及び分岐型の明記をお願いしたい。 | |
| 34 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要別表 1 の 302 から 304 は、それぞれ、金属「カリウム」、金属「ナトリウム」、金属「リチウム」となっているが、「金属」は物質の状態であって物質名称ではないので、それぞれ、カリウム（金属）、ナトリウム（金属）、リチウム（金属）とすべき。もし、本記述が適正ということであれば、省</p> | <p>金属「カリウム」、金属「ナトリウム」、金属「リチウム」については、令別表第 1 第 2 号 1 から 3 までの名称にあわせて当該名称としたものです。</p> |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>令案概要別表 2 の No. 39, 100, 101, 158, 197, 407, 638, 647, 648, 670, 1048 の「高圧のガスの状態のものに限る。」とされているものは、高圧ガス「アルゴン」という様な記載にすべき。状態と物質名の記載方法はリスト全体を通じて統一化すべき。</p> | |
| 35 | <p>【個別の対象物質】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省令案概要別表 1 の 886「ドデシルベンゼンスルホン酸」、別表 2 の 59「ウンデシルベンゼンスルホン酸並びにそのアンモニウム塩及びナトリウム塩」、411「デシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」、418「テトラデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」、437「ドデシルベンゼンスルホン酸のアンモニウム塩及びナトリウム塩」、457「トリデシルベンゼンスルホン酸及びそのナトリウム塩」が対象物質となっているが、これらを含む混合物は対象物質となるのか。 ・アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は、アルキル基の炭素数が異なるベンゼンスルホン酸の混合物が一般的である。省令案概要別表 1 の 1281「ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの及びその混合物に限る。）」のようにアルキルベンゼンスルホン酸もアルキル基の炭素数に幅を持たせた表記をお願いしたい。 | <p>ラベル・SDS 対象物質を含む混合物については、対象物を含有する製剤その他の物としてラベル表示・SDS 交付等の対象となっており、その裾切値については、別途告示で規定することとしています。</p> <p>本改正案では、令和 3 年 3 月 31 日までに実施された国による GHS 分類の結果において、危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS 対象物質としています。</p> |
| 36 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>塩素が官能基として入っている場合、基本的には「クロロ」となっているが、一部で「クロル」となっており、統一することは出来ないのか。別名として記載されている物は良いとしても、基本名称では記載方法は統一すべき。</p> | <p>対象物質に塩素が官能基として入っている場合の名称としては、原則として「クロロ」を用いていますが、他法令の既存の名称で「クロル」となっている場合は、「クロル」を用いています。なお、一般的に用いられる慣用名等がある場合は、当該名称を用いているものがあります。</p> |
| 37 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>「りん酸」「リン酸」「ホスファート」について、基本的に「りん酸」となっているが、</p> | <p>ご意見を踏まえ、省令案概要別表 1 の 605 の名称は「ジチオリン酸 S - [2 - クロロ - 1 - (1, 3 - ジオキソイソインドリン - 2 - イル) エチル] - O, O - ジエチル」</p> |

| | | |
|----|---|---|
| | <p>省令案概要別表 1 の 605 のみ「リン酸」、省令案概要別表 2 の 453 のみ「ホスファート」となっているので、統一をお願いしたい。</p> | <p>に修正します。また、省令案概要別表 2 の 453 の名称は「りん酸トリス（2-クロロ-1-メチルエチル）」に修正します。</p> |
| 38 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要別表 1 の 401「ココアルキルアミン」は、化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）では当該物質とほぼ重複するものとして、「アルカン-1-アミン（アルカンの構造が直鎖であり、かつ、当該アルカンの炭素数が 8、10、12、14、16 又は 18 のもの及びその混合物に限る。）、（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン及び（9Z, 12Z）-オクタデカ-9, 12-ジエン-1-アミン並びにこれらの混合物」を指定している。安衛法における違いとしては、当該物質は原料油脂が「ココ」すなわちヤシ油由来のものだけを指定する形になっている。</p> <p>法令の趣旨は、各法令に依る所であるが、物質として重複するものを原料の違いで規制の網から敢えて外すべき理由があるのか。物質そのものを規制するのが目的であれば、化管法と同様に、原料を指定しない名称とすべきではないか。</p> <p>当該物質には、省令案概要別表 1 の 253 「（Z）-オクタデカ-9-エン-1-アミン」と省令案別表 2 の 97「オクタデカン-1-アミン」、令和 6 年 4 月からラベル・SDS 対象物質に追加される「オクチルアミン（別名モノオクチルアミン）」が成分的に重複しており、SDS における表記をどの様にすべきかを明確にしていきたい。</p> | <p>本改正案では、令和 3 年 3 月 31 日までに実施された国による GHS 分類の結果において、危険性又は健康有害性があると区分された物をラベル・SDS 対象物質としています。このため、「ココアルキルアミン」すなわち原料がヤシ油由来のもののみを対象としています。「ココアルキルアミン」に該当するものについては「ココアルキルアミン」としてラベル表示・SDS 交付等を行えばよく、「ココアルキルアミン」に該当せず他のラベル・SDS 対象物質に該当するものについてはそれぞれの物質としてラベル表示・SDS 交付等を行うこととなります。なお、対象物質の範囲に係る解釈の詳細については、施行通達において示すこととしています。</p> |
| 39 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>酸化バナジウム（Ⅲ）の名称について、既に五酸化バナジウムが令別表第 9 に登録されており、命名の統一性という面で、当該物質は三酸化バナジウムにすべき。あるいは既存の五酸化バナジウムの方を酸化バナジウム（Ⅴ）とすべき。</p> | <p>ご意見を踏まえ、省令案概要別表 1 の 430 の名称は「三酸化バナジウム」に修正します。</p> |

| | | |
|----|---|--|
| 40 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要別表 1 の 665「ジペンテン」、1452「d-リモネン」について、ジペンテンは d-リモネンと l-リモネンのラセミ体であり、ジペンテンには半量の d-リモネンが含まれている。この場合の成分表示はどのようにすべきか、明確にしていきたい。</p> | <p>ラセミ体については「ジペンテン」、d 体については「d-リモネン」に該当します。なお、対象物質の範囲に係る解釈の詳細については、施行通達において示すこととしています。</p> |
| 41 | <p>【個別の対象物質】</p> <p>省令案概要別表 1 の 744「硝酸リチウム」について、国による GHS 分類結果の生殖毒性の分類根拠を踏まえると、女性労働基準規則において対応するのが適切ではないか。また、根拠が適切であるならば、規制の対象を「リチウムおよびその化合物」全般に拡げ網羅的に規制を行うべき。ただし、生殖毒性以外での有害性を示している物質もあるので、労働安全衛生法施行令と女性労働基準規則を使い分けての規制体系を設けるのが適切と考える。</p> <p>省令案概要別表 2 にも、塩化リチウム、臭化リチウム、硫酸リチウムの 3 物質が掲載されているが、硝酸リチウムの分類結果との整合性に欠けると考えられる。類似物質（リチウム化合物）が異なる区分（令和 7 年度と令和 8 年度）で指定が掛かるのは、おかしいのではないかと。規制の対象になるか否かについては、国による GHS 分類結果によるので、その妥当性についてはしっかりと確認を行っていただく必要がある。</p> | <p>国による GHS 分類は、複数の専門家が分類を実施した時点での最新の基準に従って行い、この結果を踏まえてラベル・SDS 対象物質を規定しています。なお、GHS 分類に当たっての情報収集については、NITE の官民連携 GHS 分類情報収集プロジェクトで受付期間を定めて募集していますので、対象となる物質、情報があれば、こちらへの提出をご検討ください。なお、他法令において規制されるべき有害性を有する物であっても、法第 57 条及び第 57 条の 2 に基づくラベル・SDS 対象物質並びに法第 57 条の 3 に基づくリスクアセスメント対象物となります。</p> |
| 42 | <p>【前回のパブリックコメント結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回実施したパブリックコメントについても回答を示してほしい。 ・省令案概要別表 2 の「アルカノール（炭素数が 10 から 16 までのもの及びその混合物に限る。）」について、本年 4 月 14 日～5 月 13 日にかけて行われたパブリックコメントでは、令和 8 年分として、アルコール（C=10～16）という指定があり、ここに包含される「デカン-1-オール [C=10]」「デシル | <p>パブリックコメントを実施したものの命令等を制定しないこととした場合は、制定しない旨を公示することとされており、令和 5 年 4 月 14 日から令和 5 年 5 月 13 日までの間に実施した、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案及び労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に関する意見募集」については、新たに修正案を立案</p> |

| | |
|---|--|
| <p>アルコール [C=10] (イソデシルアルコール)」「ウンデカン-1-オール [C=11]」「テトラデカン-1-オール [C=14]」といった物質も個別に指定されていた。しかし今般の案では、令和8年の37「アルカノール(炭素数が10から16までのもの及びその混合物に限る。)」と、令和7年での指定として882「1-ドデカノール(別名ノルマルドデシルアルコール)」がある。本変更案に至った、前回のパブリックコメントに対する回答を公表した上で、今回のパブリックコメント案への変更点も説明し、今回パブリックコメント結果を公表の後、それらを踏まえて、再々度パブリックコメントを実施すべき。</p> | <p>し本件意見募集を開始したことに伴い、当該政令案及び省令案を制定しないこととしたため、その旨を令和5年6月21日に公示しております。前回の意見募集においては、個別の対象物質は官報で告示することとする案であったため、定めようとする命令などの案ではなく参考資料として対象物質を示していましたが、本件意見募集においては厚生労働省令で定めることとする案に修正したため、定めようとする命令などの案として意見募集しています。その際、法令上の名称を整理し修正を行ったものがあります。</p> |
|---|--|

○ 本改正省令案とは直接関係の無い御意見

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質規制全体について分かりやすい資料を示してほしいとの要望 ・ SDSの記載例を示してほしいとの要望 ・ 化学物質管理者の選任対象となる事業場についての質問 ・ 特定の業務について製造又は取扱いのいずれに該当するかの質問 ・ 包括指定物質について該否が特定できる仕組みを整えてほしい、Q&Aを公表してほしいとの要望 ・ 加工しやすい形式でデータを提供してほしいとの要望 ・ ポルトランドセメントがラベル・SDS対象物質となった当時の理由についての質問 ・ ラベル・SDSに関する現行の法令についての質問 ・ 省令案概要別表のCAS番号の修正意見 ・ 気体のリスクアセスメント手法の質問 | <p>いただいたご意見は、今後の制度改正における参考とさせていただきます。</p> |

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・国が行うGHS分類の方法及びデータ提供の方法に関する意見・質問・ラベル・SDS対象物質の構造類似物質で国がGHS分類を行っていない物質が義務対象外となっていることについての質問・ラベル・SDS対象物質に含まれる異性体の混合物の裾切値についての質問・個別の製品についてラベル表示の適用除外を求める意見・安衛則第 594 条の 2 第 1 項の皮膚等障害化学物質の対象物質の範囲及び施行時期に関する意見・安衛則第 594 条の 2 第 1 項の保護具着用の義務化についての条件緩和の要望 | |
|---|--|